

3 調査対象とならなかった事例

平成26年度に受け付けた苦情で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・市の仕事やそれに関わる職員の行為でない苦情（オンブズマン条例第6条）

市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 県の機関でのパワハラ 県の機関でパワハラを受けたので、謝罪等を求める。

・自身に直接の利害がないもの（熊本市オンブズマン条例15条(2)）

申立内容について、申立人自身が利害を有していると言えないので、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(2) 藤崎宮秋季例大祭に関する市政だより掲載記事 市政だよりに掛け声や呼称に関し、根拠の明らかでない不適切な記事があるので納得できない。
(3) 水道加入金の支払方法他 水道加入金の支払い方法が、現金又は小切手のみであることに納得できない。
(4) 介護認定と自動車運転 要介護認定者が自動車運転していることに納得できない。

・1年以上経過しているもの（熊本市オンブズマン条例15条(3)）

苦情の申立てに係る事実があった日又は終わった日から1年以上経過しているため、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(5) 不当に課税された税金他 不当に課税された税金の滞納処分に納得できない。

・調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例第15条(5)）

苦情申立ての趣旨が不明瞭であり、趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの、申立人から協力が得られず趣旨が特定できないため、オンブズマンが「調査が相当でない」と判断し、調査対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(6) 社会福祉法人に対する市の不作為